

堺市立新浅香山小学校 いじめ防止対策基本方針（案）

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団作りに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、個の特性に配慮した支援、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることができることを指導する。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目が届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもがいじめを疑う。(例：過度なふざけ合い、いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(例：生活アンケート調査、日記等の生活ノート、個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(例：問題行動・不登校調査、休み時間の行動等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：連絡帳、電話・家庭訪問、個人懇談、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4. 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行動の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5. いじめアンケート調査の実施

6月、11月、2月の計3回、いじめアンケート調査（生活アンケート）を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6. 「いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

管理職、生徒指導主任、いじめ・不登校対応担当教員、当該学年の教員、養護教諭等関係職員を構成員とし、「いじめ対策委員会」を設置する。

「いじめ対策委員会」において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見、もしくは通報を受けた教職員は、直ちに管理職と生徒指導主任に報告し、「いじめ対策委員会」の開催を決定する。
- (2) 「いじめ対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) その状況に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家等に相談し、必要なら委員会への参加も要請して事態の解決や改善を図る。

【重大事態への対処】

- ・重大事態であると認知したら、直ちに教育委員会に報告を行う。
- ・「いじめ対策委員会」が調査機関として、事実確認を行い、徹底した調査に努める。
- ・調査結果については、教育委員会に迅速に報告する。
- ・なお、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあり、その時点で学校が「いじめではない」「重大事態とはいえない」と判断した場合も、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

7. SNSトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、SNSを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見されにくい。情報モラルやマナーについての指導を行い、SNSトラブルの未然防止に努める。

保護者においても、SNSトラブルについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務省や地方法務局のSNSによる人権相談や関係機関の取組についても周知する。

さらに、SNSへの不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務省や地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し援助を求める。

8. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの加害者に対しては、頭ごなしに否定したり、単に謝罪を求めたりすることなく、その児童の特性を理解しながら、行為の際にどのような気持ちであったか、その奥にどんな気持ちを抱えていたのかを聞き出した上で、自身の行為のどこが悪かったのかを振り返らせる。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しても、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
(群衆への対応)
- (6) いじめ防止に向けた取組の検証については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、管理職を中心とした組織的な取組等を総合的に評価し、必要に応じてその改善に取り組む。